

令和6年度

弘前大学COI二次参画企業社会実装実証業務

二次公募要領

令和6年11月

青 森 県

(経済産業部 産業イノベーション推進課)

## 1 委託業務の概要

### (1) 趣旨

青森ライフイノベーション戦略(※1)におけるヘルスケアサービス分野の取組方針に基づき、弘前大学COIプロジェクト(※2)の研究成果の全県的な波及・事業化による新産業創出を図るため、令和6年度弘前大学COI二次参画企業社会実装実証業務を委託により実施します。

つきましては、委託先候補者を選定するため、企画提案を募集します。

(※1 青森ライフイノベーション戦略

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/innovation/salon.html>)

(※2 弘前大学健康未来イノベーション研究機構 <https://coi.hirosaki-u.ac.jp/>)

### (2) 業務の内容

#### ア 名称

令和6年度弘前大学COI二次参画企業社会実装実証業務

#### イ 業務内容等

本事業では、上記の趣旨に沿って県内事業者が弘前大学健康未来イノベーション研究機構や弘前大学COIプロジェクト参画企業（以下、「参画企業」という。）と連携しながら、同プロジェクトの研究成果の自社製品への組み込み・サービス等の事業化、分析データの活用など、新たなヘルスケアサービスの実証に取り組むことを想定しています。

なお、事業終了後は、実証成果の紹介やPRなど、県が行う普及啓発活動に協力していただきます。

#### ウ 実施期間（委託契約期間）

契約締結の日から令和7年3月10日（月）まで

## 2 委託の件数及び予算上限額等

### (1) 件数 1件程度

### (2) 予算上限額 2,729千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 1件当たりの企画提案額は、2,000千円以内とします。

※ 委託契約額は、委託先候補者の選定後、青森県が委託先候補者から徴取した見積書の内容を精査し、予算の範囲内で決定します。そのため、企画提案額と委託契約額が同額にならないことがあります。

### (3) 対象経費

委託業務に直接関わる経費を対象とします。ただし、以下の経費は対象外です。

- ・土地、建物及び備品（5万円以上）の取得購入に係る経費
- ・建屋や設備等の設置・改修に係る経費

- ・国又は地方公共団体等の補助金又は委託費等により、既に支弁されている経費
- ・本業務に活用したことが証拠書類から特定できない経費

#### ※対象となる経費の例

区分	科目	主な内容
I. 人件費	人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
	会議費	事業を行うために必要な会議等に要する経費 (会場借料及び機材借料等)
	謝金	事業を行うために必要な謝金 (会議等に出席した外部専門家等に対する謝金等)
	備品費	事業を行うために必要な物品(ただし、1年以上継続して使用できるもの。5万円未満に限る。)の購入、製造に必要な経費
	借料及び損料	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
	消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの(ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの)の購入に要する経費
	印刷製本費	事業で使用するパンフレットや報告書等の印刷製本に関する経費
	補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員(アルバイト等)に係る経費
	その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの
III. 再委託・外注費	再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者にも再委託するために必要な経費(他の経費項目に含まれるものを除く。)
IV. 一般管理費	一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

### 3 応募資格

応募の時点で、県内事業者と参画企業が、それぞれ1社以上参画する業務実施体制(以下、「コンソーシアム」という。)を構築している必要があります。

また、代表となる申請者は、次に掲げる要件を全て満たしていることが必要となります。

- (1) 青森県内に事業所等を有する法人又は個人事業主であること。
- (2) 当該業務を円滑に遂行するために必要な業務執行能力や経営基盤を有し、適正な経理執行体制を有していること。

- (3) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者（候補者を含む）や政党などを推薦、支持又は反対する目的の団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、青森県における一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による手続きを行っている者でないこと。
- (6) 青森県発注の契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (8) NPO 法人については、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく事業報告書等を提出していること。

#### 4 応募方法

- (1) 提出書類
  - ・企画提案書（様式 1）
  - ・実施計画書（様式 2）
  - ・経費積算書（様式 3）
  - ・応募者（代表となる申請者）に関する資料
    - 事業者の概要（会社案内やパンフレット等）
    - 直近 2 期分の決算報告書又はそれに類するもの
- (2) 提出方法
  - ・上記 4 (1) に掲げる提出書類を持参、郵送又はメールにより提出してください。
  - ・FAX での応募は、受け付けません。
  - ・持参又は郵送の場合、提出書類は 4 部（正本 1 部、副本 3 部）とします。
  - ・持参の場合、受付時間は土日祝日を除く平日 9 時から 17 時までとします。
- (3) 提出先「9 問合せ先・提出先」あてに提出してください。
- (4) 留意事項
  - ・企画提案は、1 コンソーシアムにつき 1 件までとし、提出書類は返却しません。
  - ・本企画提案競技の参加に要する経費については、応募者の負担とします。
  - ・提出期限後は、提出書類の内容を変更することはできません。
  - ・応募を辞退する場合は、辞退届（様式任意、A4 判）を提出してください。
  - ・応募資格を有しない者が提出した書類や提出書類の内容等に虚偽又は不正があった場合は、無効とします。
  - ・提出書類の内容について、必要に応じて関係機関等に照会する場合があります。
- (5) 提出期限
  - ・令和 6 年 11 月 22 日（金）

## 5 委託先候補者の選定方法等

### (1) 審査の方法（書面審査）

- ・提出書類について、下記5(2)の選定基準に基づき総合的に評価を行い、予算の範囲内で優れた企画提案を行った者を委託先候補者として選定します。
- ・企画提案者数が1者となった場合であっても書面審査を行い、業務を適切に実施できると判断される場合は、委託先候補者として選定します。
- ・なお、提出書類の内容について、補足説明等を求める場合があります。

### (2) 選定基準

#### ア 妥当性、実現性

- ・弘前大学健康未来イノベーション研究機構又は参画企業と連携した取組である。
- ・県内事業者による新たな製品・サービスの創出が見込まれる。または、県内事業者の既存の製品・サービスの付加価値を高める効果が見込まれる。
- ・内容に応じた人員配置や体制整備となっている。

#### イ 波及効果等

- ・取組内容が県内の他の事業者への波及が期待できるものである。

#### ウ スケジュール

- ・委託期間内で実現できる取組である。

#### エ 経費の見積り

- ・経費や積算が妥当である。

## 6 選定結果の通知及び契約の締結

### (1) 選定結果の通知

- ・選定結果は、採否を問わず提案者に対して書面で通知します（概ね2週間後）。

### (2) 委託契約の締結

- ・青森県と委託先候補者において、企画提案書等を参考としながら、業務履行に必要な具体的な事項等の協議等を行うとともに、改めて委託先候補者から見積書を徴取し、協議が調った場合に、予算の範囲内で契約を締結します。
- ・業務内容については、両者合意の上で一部内容の変更を行う場合があります。
- ・委託契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）等の諸規程に基づき、締結します。

## 7 スケジュール（予定）

令和6年 11月 8日（金）企画提案の募集開始

11月 22日（金）企画提案の提出期限

12月上旬 書面による審査、選定結果の通知、委託先候補者の選定  
委託契約の締結（～3/10（月）契約期間終了）

## 8 その他留意事項等

- (1) 本業務に要する経費は精算払いとし、業務が完了して県がその履行を確認した後に支払うものとします。
- (2) 本業務の実施にあたり制作等された資料や画像等に係る著作権及び所有権並びに事業の成果等は、原則として県に帰属します。
- (3) 受託者（再委託をした場合の事業者を含む。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはいけません。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければなりません。
- (4) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、青森県個人情報の保護に関する条例（令和5年3月青森県条例第3号）等を遵守してください。
- (5) 受託者は、委託業務に係る収支の状況を明らかにするための書類及び帳簿を備え付け、これらを令和7年4月1日から5年間保管しなければなりません。
- (6) 本業務の取組状況や成果については、随時、青森県のホームページや広報紙等で公開する場合があります。

## 9 問合せ先・提出先

本事業の内容及び提案に関する質問等は、次の問合せ先まで御連絡ください。

青森県経済産業部 産業イノベーション推進課 ライフビジネス振興G 武田 (直通電話) 017-734-9420 (メール) innovation@pref.aomori.lg.jp 【お問合せ時間】原則 8:30 ~ 12:00 13:00 ~ 17:15 (土日祝日を除く)
--